

境港管理組合の役務の調達で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う見込みがあるものについて、境港管理組合会計規則（昭和39年管理組合規則第1号）第112条の3第1項第1号の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月10日

境港管理組合  
港湾管理委員会事務局長

1 調達する役務

平成29年度港湾緑地清掃業務委託（緑地清掃及び収集運搬）

2 業務内容及び実施場所

境港管理組合が管理する（1）の各緑地で排出されたごみ（一般廃棄物）を可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみに分別してごみ袋に詰め込み、それぞれの緑地において境港管理組合が指定する場所へ集積のうえ、各ごみを（2）の廃棄場所へ運搬する作業

（1）清掃業務場所 次の6緑地

- ・夢みなと緑地（境港市竹内団地）
- ・中野緑地（境港市中野町及び福定町）
- ・竹内休息緑地（境港市竹内団地）
- ・弥生緑地（境港市弥生町及び清水町）
- ・昭和北緑地（境港市潮見町）
- ・中野ふ頭緑地（仮称）（境港市中野町）

（2）運搬先

ア 可燃ごみ

境港市清掃センター（境港市中野町）

イ 不燃ごみ・資源ごみ

境港市リサイクルセンター（境港市夕日ヶ丘二丁目）

3 調達の理由

緑地内のごみを定期的に収集し、きれいな緑地を維持することにより、住民の快適な緑地の利用を図る。

4 契約予定時期

平成29年4月1日

5 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

6 問合せ先（契約担当係）

鳥取県境港市大正町215

境港管理組合 港湾管理委員会 事務局 総務課港営係

電話（0859-42-3706）